

類似商号団体からの請求等にご注意ください (郵便物)

最近、「保証協会債権回収機構」と称する、信用保証協会が求償権債権を委託している「保証協会債権回収株式会社」と類似する商号の団体から債権の請求等についての郵便物を送付するケースが発生しているとの情報が寄せられています。

信用保証協会では、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社である「保証協会債権回収株式会社」以外、求償権回収の委託を一切行っておりませんので、ご注意ください。

万一、不審な郵便物があった場合には、お近くの警察署や消費者センターなどにご相談いただきますようお願いいたします。